

公用車を活用した EV カーシェアリング実証事業 仕様書

1 業務の目的

当県では、「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」および「CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画（CO₂ ネットゼロ・オフィス滋賀）」に基づき、自動車から排出される温室効果ガス削減に向け、電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及を推進している。

本委託業務は、令和 7 年度に実施した公用車 EV カーシェアリングの可能性調査を踏まえて長期実証を行うものであり、次世代自動車への移行や CO₂ 排出削減に資する移動手段の検討等の県民の行動変容に資する取り組みを行うため、実機検証により得られるデータおよび利用者等のフィードバックを継続的に収集・分析し、公用車を活用した EV カーシェアリング事業を行うことを目的とする。

2 業務を委託する期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 業務の対象

滋賀県大津市京町 4 丁目 1-1 滋賀県庁本館西駐車場（別添図面 1 のとおり）

4 業務の内容

(1) EV カーシェアリングの準備、運営

ア EV カーシェアリングステーションの設置場所

滋賀県庁 県本庁舎西駐車場（滋賀県大津市京町 4 丁目 1-1）

なお、駐車場の利用状況に応じて、事業期間中に実施場所を変更する場合がある。この場合に必要となる設備の移設に係る費用については、県が負担する。

イ EV カーシェアリング実証実施スケジュール等

(ア) 実証期間

令和 8 年 7 月頃から令和 11 年 3 月頃まで

(イ) 運用開始までの準備

委託契約の成立後、速やかに運用開始すること。受注者は、運用開始までに充電器設置工事、電気設備工事、車両などの必要な設備を準備することとし、遅くとも 7 月中に運用開始すること。

(ウ) 運用終了後の撤去、原状回復

充電器や電気設備、車両など実証に用いた設備・工作物については、事業者の負

担により可能な限り早期に撤去するとともに、設置場所の原状回復を行わなければならない（撤去範囲詳細は別添図面 2 に記載）。

ウ カーシェアリング実証拠点の設置・運営にかかる仕様や条件

(ア) 車両の調達

1 台を調達すること。仕様は下表のとおりとする。

ア	種別	普通乗用車
イ	台数	1 台
ウ	車種	電気自動車 ※外部からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車を指し、プラグインハイブリッド車は除く。
エ	駆動方式	2WD 又は 4WD
オ	乗車定員	5 人以上
カ	初度登録（検査）年月	2023年4月以降登録の新車または中古車（ただし故障歴のあるものは不可とする）
キ	総走行距離	3 万キロまで（少ないものが望ましい）
ク	充電方式	普通充電・急速充電機能
ケ	一充電走行距離 （WLTCモード）	300 km 以上
コ	駆動用バッテリー 総電力量（カタログ値）	40.0 kWh 以上
サ	塗装色	提案は自由とするが、発注者と協議のうえ決定。
シ	ドライブレコーダー	常時録画タイプ 前後方録画可能 200万画素以上 SDカード対応可能 最大メモリ容量64GB以上 車内で録画内容を視聴できない仕様のもの ドライブレコーダー搭載シールをリアガラスへ貼付
ス	バックモニター	ビルトインタイプ
セ	カーナビゲーションシステム	1 式
ソ	フロアマット	1 式

タ	キーレスエントリーもしくはスマートキー	2個以上
チ	スタッドレスタイヤ	1台分 装着期間は、毎年12月1日から3月31日までを基本とする。 タイヤ交換及び未装着期間の保管も含む。
ツ	E T C車載器	1式
テ	充電カード	1枚 e-Mobility Powerの充電スポットを利用できるもの

(イ) E Vカーシェアリングステーションの整備

ア	台数	車両1台分
イ	充電出力	6 kW以上
ウ	設置工事（電源からの配線等工事等含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・別添図面3を参照のこと。以下に示す既設の設備を利用し構築することも可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> - 関西電力からの引き込み線および分電盤内ブレーカー - 充電スタンド設置用ポール - メーターボックス - 充電器用ブレーカー - 分電盤からメーターボックスに至る配管 - 駐車スペースの白線および車止め ・なお、既設の設備を試用せずに撤去する場合は、受託事業者の負担で行うこととする。 ・工事実施日は検討相談し決定する。 ・充電器への電力供給については、既存の引き込み線を用いたうえで、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、原則、直接調達すること。（県施設からの供給は行わない。）

(1) カーシェアリング設置・運営業務

平日の0:00から24:00までは滋賀県庁の公用車として、サービスを提供する。

- ① 週休日及び祝日の0:00から24:00までは県民等の移動手段として、カーシェアリングサービスを提供する。
- ② 保守点検・維持管理にあたり、以下のメンテナンスを実施すること。なお、メンテ

ナンスの実施にあたっては、発注者と調整の上、日程を決定すること。

- ア 定期点検（6か月毎）
- イ 法定点検
- ウ 車両整備
- エ 故障修理
- オ タイヤ交換
- カ 消耗品交換及び補充
- キ リコール整備
- ク その他安全走行に必要な点検及び修理
- ケ 上記（ア～ク）のメンテナンス時の駐車場への車両の引取り及び納車

③ カーシェアリング運営にあたっては、以下の事項を満たすものとする。

- ア 車両管理及び利用者情報管理等にかかるカーシェアリングシステムの構築と導入
- イ 料金積算にかかるシステムの構築と運用
- ウ 車両の予約、車両の施錠・解錠にかかるシステムの構築と運用
- エ 車両施錠時の充電忘れを防止するための対策
- オ 緊急時の予約等に関するサポート業務
- カ 問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務
- キ 車両は全て禁煙車とする
- ク その他車両の運用管理等に必要な事項

④ 利用向上のため、県と連携し以下の広報・PRを行うものとする。

- ア 年2回以上の集中的なPR期間の設定と実施
- イ カーシェアリング駐車場と一目でわかる看板、路面表示等の設置
- ウ その他広報・PR等業務に必要な事項

⑤ 業務を実施するにあたり必要な資格の取得、届出等を行うこと。

(2) 費用負担

受注者は、本委託により生じる以下の費用について委託費より賄うこと

- ア 車両取得費用
- イ 自動車税
- ウ 自動車重量税
- エ 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

※任意保険については、対人対物賠償無制限、人身傷害 5,000 万円以上とすること。

- オ カーナビシステムの利用に係る費用（NHK受信料等）
- カ EVカーシェア用充電器の調達・施工・撤去にかかる費用

- キ カーシェア車両での充電にかかる電気使用料
- ク 電気引込にかかる工事費、調整費等
- ケ システム構築等に関する費用
- コ 広報・PRや利用者アンケート等にかかる費用
- サ その他本委託業務により生じる費用

(2) 県民のCO2削減意識向上や行動変容（EV/シェア利用意向向上）への有効性の検証

以下の手段により、本施策が次世代自動車の普及やCO2削減に寄与し得るかを検証する。

- ア 利用者アンケート等による効果測定
 - EVカーシェアリングの満足度や導入が県民に与える影響を調査する。
- イ 運行データによるCO2削減の効果測定
 - 取得したデータからCO2削減を含む施策の効果を測る。
- ウ 運行データによる目的地分析
 - 取得したデータから利用者の利用目的、ニーズを調査する。

5 報告スケジュール・成果物

(1) 打合せ

毎年度開始時、中間時、期末時に加え、必要に応じて適宜実施する。

(2) 成果物

- ・実績報告書 各年度2部
 - ・上記報告書および関連データを含む電子データ（DVD-R） 各年度1枚
- なお、最終年度は事業期間合計の実績を取りまとめ、分析したものを含めた最終報告書として提出すること。

(3) 納品場所

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

6 業務実施にあたっての留意点

- (1) 受託者は、業務全般の管理、監督および本県との連絡調整を行う管理技術者を置くとともに、当該業務に関して十分な知識、経験、実績を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 作成資料等において他の個人または団体の著作にかかる文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了承等を得たうえで、引用した文献等の名称を記載すること。

- (3) 受託者は本業務の実施を通じて得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務を遂行するに当たって必要な事項その他本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定する。

仕様書別添図面1 駐車場配置図



仕様書別添図面2 撤去範囲について

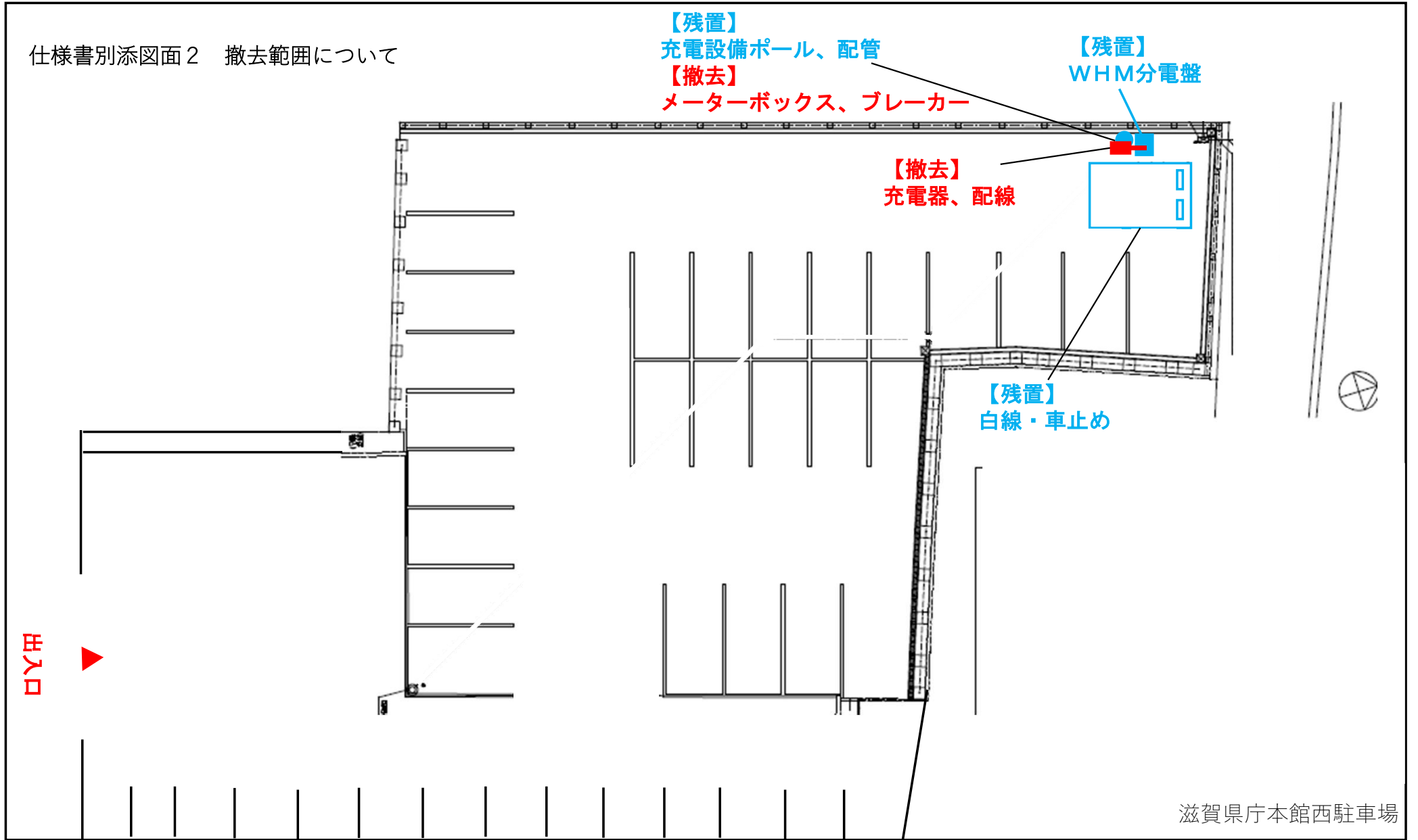
【残置】
充電設備ポール、配管
【撤去】
メーターボックス、ブレーカー

【残置】
WHM分電盤

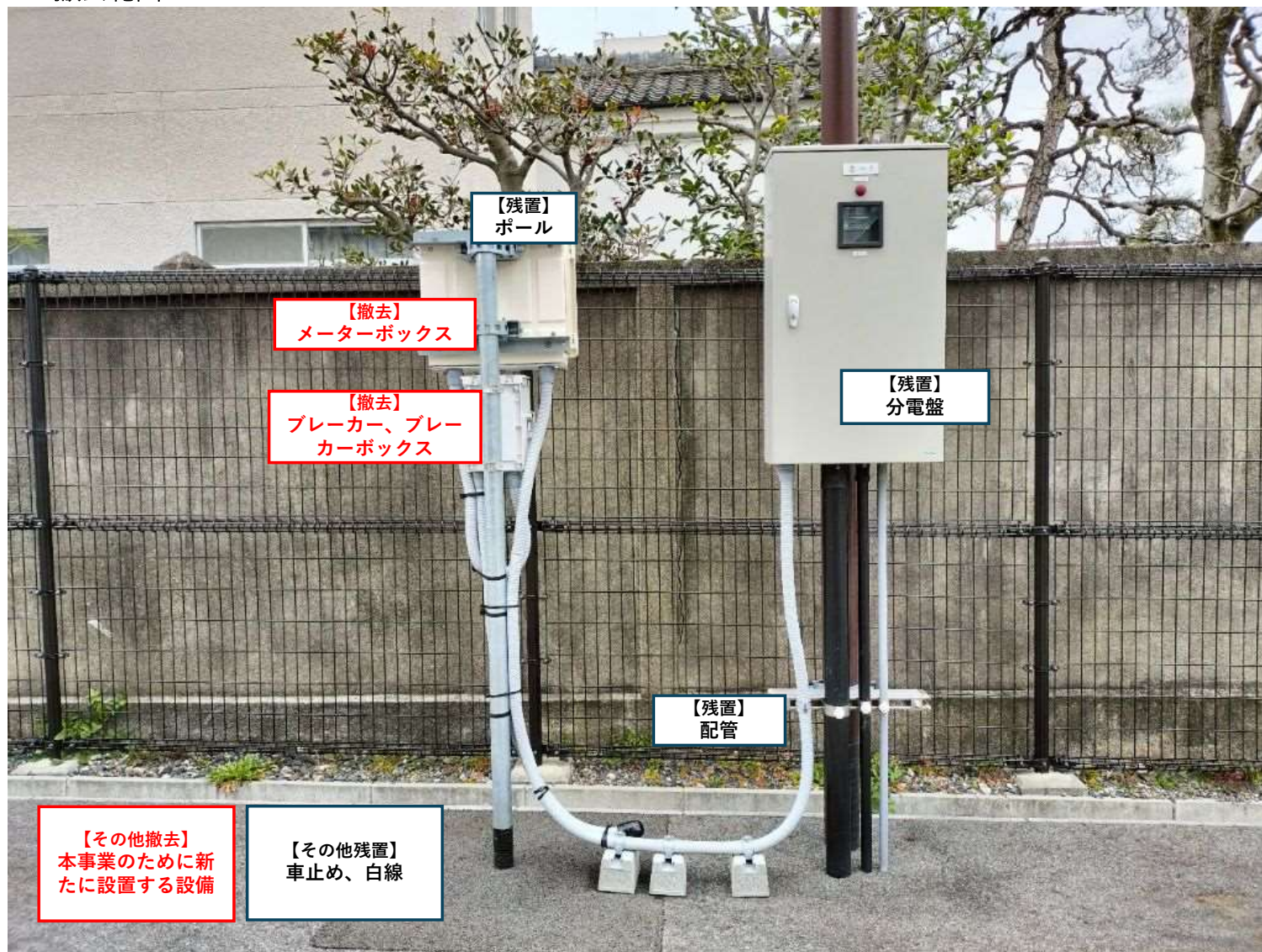
【撤去】
充電器、配線

【残置】
白線・車止め

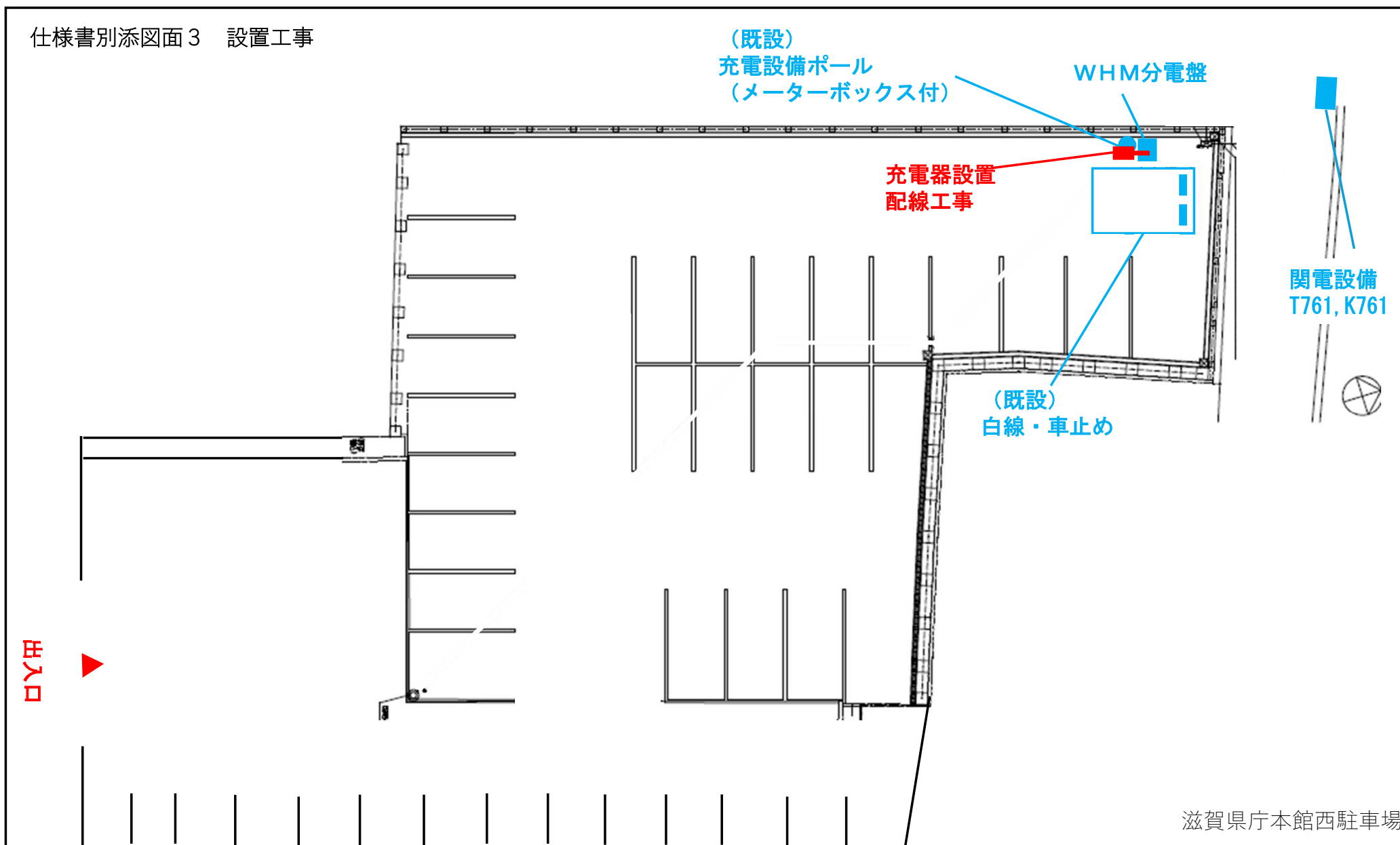
出入口



仕様書別添図面2 撤去範囲について



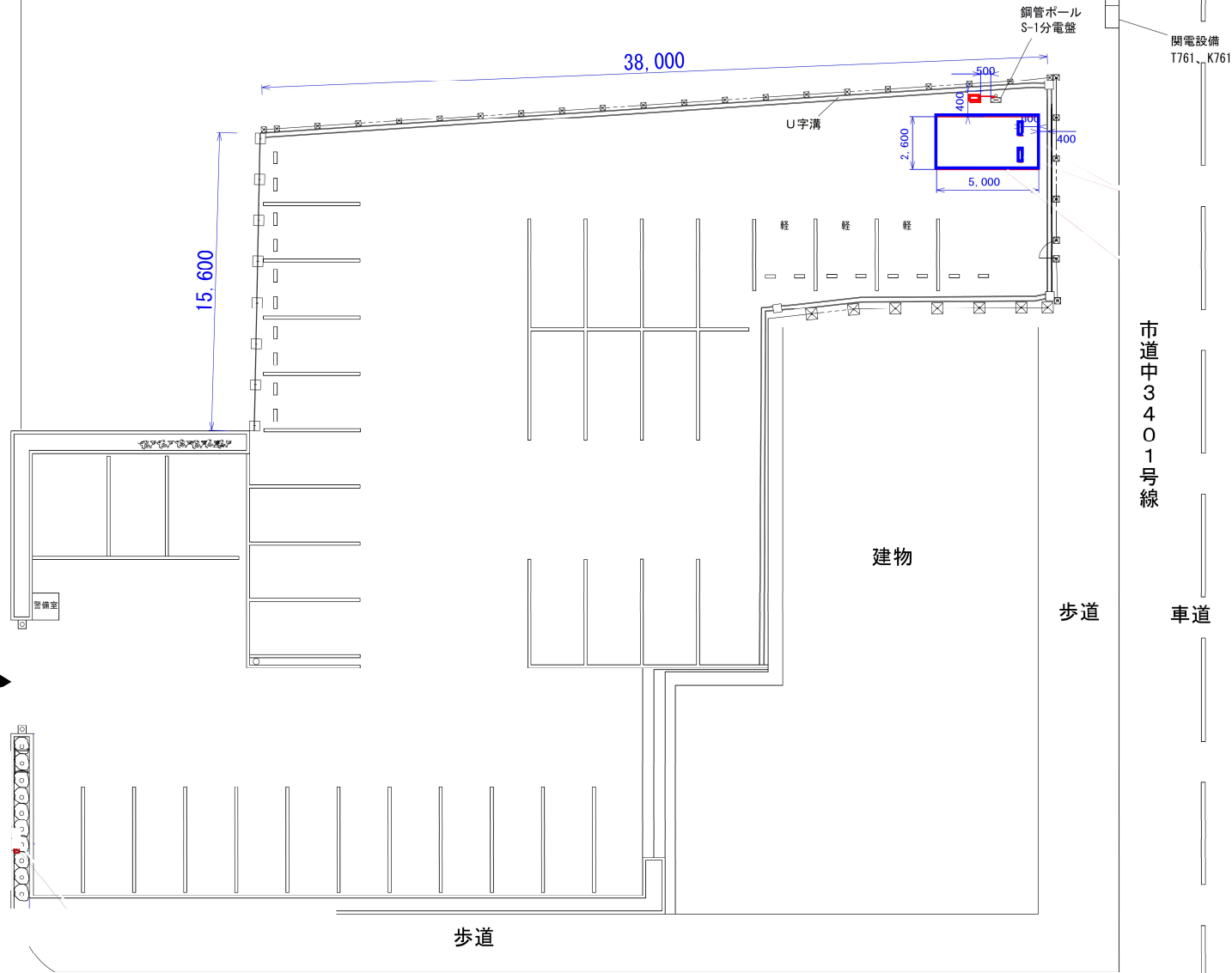
仕様書別添図面3 設置工事



仕様書別添図面3 設置工事

市道中3402号線

出入口



滋賀県庁本館西駐車場

仕様書別添図面3 設置工事

市道中3402号線

露出配管 PF[28]立上げ 3.0m (既)
共入れ (IV-8sq 露出配管 PF[28]立上げ 3.0m
CV8sq-3C 露出配管 PF[28]立上げ 3.0m



充電設備ポール

鋼管ポール
S-1分電盤

開電設備
T761、K761

38,000

S-1分電盤内加工 (既)
(底面穴あけ、WHM 1 次側配線張替え
CVT14sq 1m x 3)

U字溝

15,600

軽 軽 軽

建物

市道中3401号線

歩道

車道

出入口



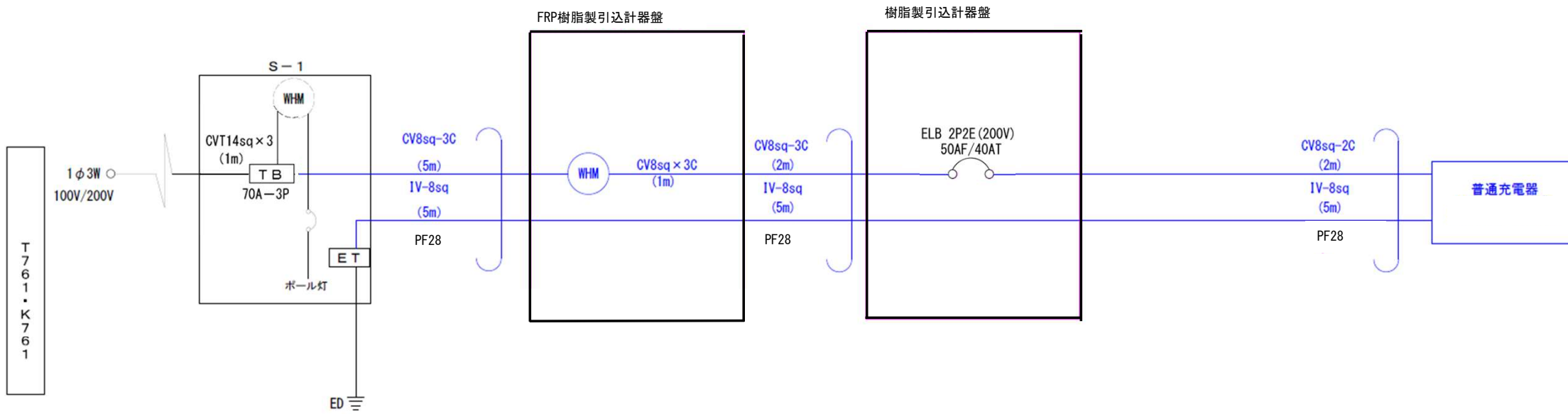
歩道

滋賀県庁本館西駐車場

仕様書別添図面3 設置工事

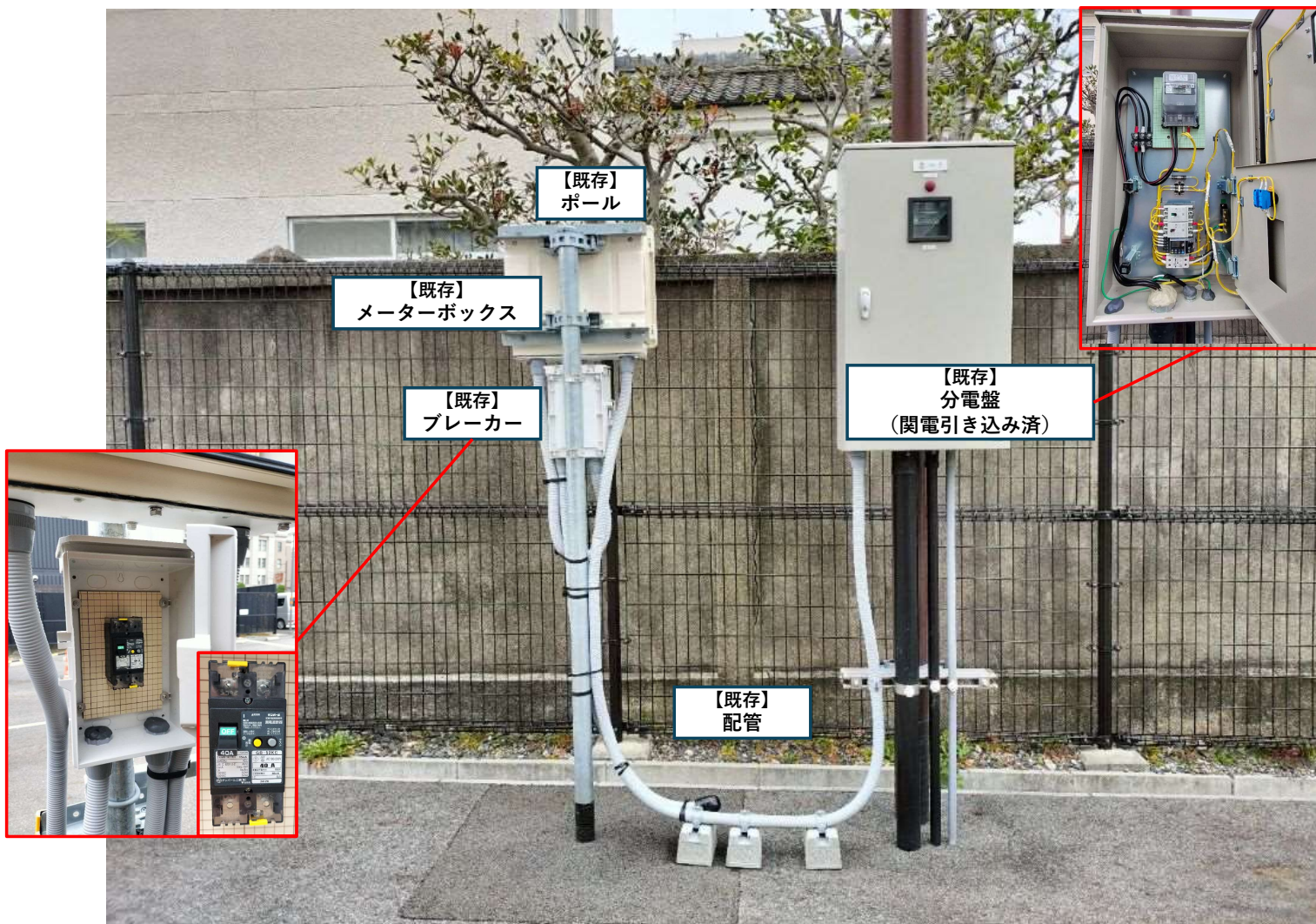
—— 既設

—— 新設



T
7
6
1
・
K
7
6
1

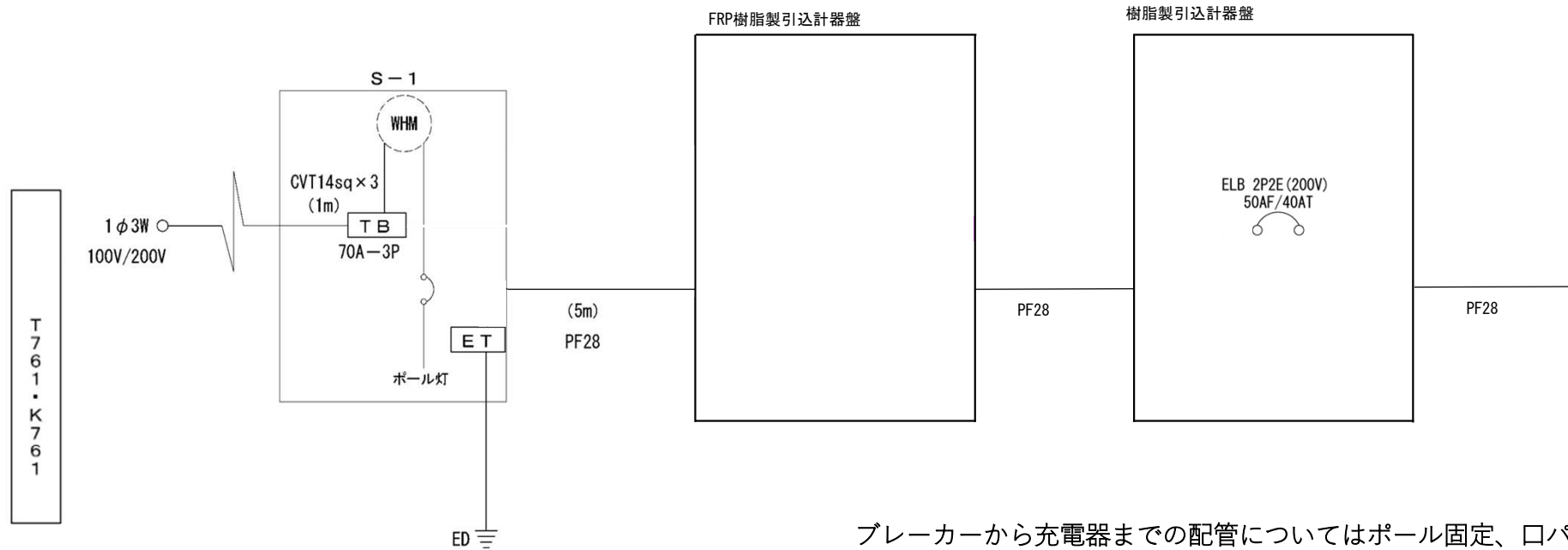
仕様書別添図面3 既存設備について



駐車スペース (白線および車止め)



仕様書別添図面3 既存設備について



ブレーカーから充電器までの配管についてはポール固定、口パテ処理実施